

○俵山ブランドロゴ使用取扱要綱

(令和 8 年 6 月 1 日告示第 117 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、「俵山ブランドロゴ」(以下「ブランドロゴ」という。)を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって俵山エリアの観光まちづくりの推進及び地域コミュニティの維持発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、ブランドロゴとは別図のことをいう。

(ブランドロゴに関する権利)

第 3 条 ブランドロゴに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用承認申請)

第 4 条 ブランドロゴを使用しようとする者は、あらかじめ俵山ブランドロゴ使用承認申請書(別記様式第 1 号)に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用承認の手続きを省略することができる。

- (1) 市及び市が構成メンバーとなっている団体が使用する場合
- (2) 市が共催するイベント等の主催者が使用する場合
- (3) その他手続きを必要としないと市長が認めた場合

(使用承認)

第 5 条 市長は、前条の規定による使用承認申請があった場合は、その内容を審査し、俵山エリアの振興に寄与すると認められるときは、使用承認を行うことができる。なお、この場合、市長はブランドロゴの使用法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 市長は、前項に規定する使用承認を行った場合は、俵山ブランドロゴ使用承認・不承認通知書(別記様式第 2 号)により当該使用承認申請者へ通知するものとする。

(使用承認の制限)

第 6 条 市長は、使用承認申請者のブランドロゴの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合

(3) ブランドロゴ使用ガイドラインに従って使用しない、又はブランドロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(4) その他、市長がブランドロゴの使用が適当でないとする場合

2 市長は、前項の規定により前条の使用承認を行わない場合は、俵山ブランドロゴ使用承認・不承認通知書(別記様式第3号)により当該使用承認申請者へ通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容に限り使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 使用承認に係る物件の完成品を速やかに提出すること。ただし、提出が困難な場合は写真等その使用形態や状況がわかるものを提出すること。

(3) 使用承認を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、ロゴマークに関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(使用料)

第8条 ブランドロゴの使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

(1) 提出した申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当する場合

(3) 第7条の遵守事項に違反した場合

(4) その他使用承認の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、俵山ブランドロゴ使用承認取消通知書(別記様式第3号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、直ちにブランドロゴの使用を中止し、自己の責任と負担において、ブランドロゴを使用した物件の回収、除去、廃棄その他市長の指示する措置を講じなければならない。

(賠償責任等)

第 10 条 市は、使用承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ブランドロゴの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第 11 条 この告示に関する事務は、地域未来創造課が行う。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、ブランドロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。別図(第 2 条関係)

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

俵山ブランドロゴ使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

俵山ブランドロゴ使用承認・不承認通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 9 条関係)

俵山ブランドロゴ使用承認取消通知書

[別紙参照]

別図(第 2 条関係)

俵山ブランドロゴ



俵山
TAWARAYAMA